

令和8年6月 四万十市農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和8年6月5日（金）午後2時30分～午後3時30分

2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 14名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	山崎 秀和	3	山本 美加	7	安藤 久徳
8	徳留 佳代	9	坂本 一	10	谷崎 容子
11	遠地 美千代	12	山本 官	14	芝 順子
15	伊勢脇 精藏	16	土居 忠栄	17	清水 優志
18	岡崎 誠	19	植 俊彦		

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	5	宮地 秀之	6	室津 平

4 欠席委員

(1) 農業委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	4	桑原 宏文	5	井上 靖好
6	加用 雅啓	13	池田 三郎		

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	3	宮崎 幸一	4	岡本 尚子
7	宮地 浩	8	竹村 光一		

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	事務局長補佐	井口 敦
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	田中 邦典	係長	広井 健太
主幹	山岡 早輝	主幹 (西土佐地域担当)	谷口 忠之
会計年度任用職員	松岡 るり		

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（6件）

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（2件）

第3号議案 非農地証明書の交付について（2件）

第4号議案 農用地利用集積等促進計画案について（2件）

報告事項

その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和8年6月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号4番 桑原 宏文 委員、議席番号5番 井上 靖好 委員、議席番号6番 加用 雅啓 委員、議席番号13番 池田 三郎 委員の5名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中14名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、東 正世 委員、宮崎 幸一 委員、岡本 尚子委員、宮地 浩 委員、竹村 光一 委員より欠席の届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号10番 谷崎 容子 委員、議席番号11番 遠地 美千代 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1。土地の表示は、西土佐中半字猪尻打 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴30年の75歳の方で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴10年である妻の2名となっております。農機具はトラクター1台及び草刈り機1台を所有、コンバイン1台をリースしております。 申請地は、居住地から車で5分の距離となっております。現在、申請地では譲渡人が栗畑として利用しており、取得後は譲受人が栗を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は、磯ノ川字堀切、他、以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。 譲受人の住所は議案書記載のとおりですが、生活拠点は申請地付近にあります。農作業歴22年の79歳の方で、農作業への従事日数は年間250日、労働力は譲受人と農作業歴22年の妻である2人となっております。

農機具はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しており、申請地は居住地から車で5分の距離となっております。現在、申請地は水稻を栽培しており、取得後も譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして番号3。議案書は3ページになります。

土地の表示は、江ノ村字スノロ、他、申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人の住所は議案書記載のとおりですが、生活拠点は申請地付近にあります。農作業歴22年の79歳の方で、農作業への従事日数は年間250日、労働力は譲受人と農作業歴22年の妻である2人となっております。農機具はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。申請地は居住地から車で5分の距離となっております。現在、申請地は水稻を栽培しており、取得後も譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして番号4。土地の表示は、具同字東ノ丁、以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴36年の61歳の方で、労働力は譲受人のみ、従事日数は年間150日となっております。申請地は居住地から2.5kmの距離となっております。現在、申請地は果樹を栽培しており、取得後も譲受人が果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして番号5。土地の表示は、平野字夕谷、以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は48歳の方で、農作業への従事日数は年間150日、労働力は譲受人のみとなっております。申請地は居住地から100mの距離となっております。現在、申請地は果樹を栽培しており、取得後も譲受人が果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして番号6。土地の表示は、西土佐玖木字ニタ子松、以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の44歳の方で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は譲受人のみとなっております。農機具は耕運機1台及び草刈り機1台を所有しております。申請地は居住地から徒歩1分の距離となっております。

	す。現在、申請地では譲渡人が田及び畑として利用されており、取得後は譲受人が田及び畑として利用していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「土居委員」1番についてお願いします。
●16番 土居委員 （西土佐中半地区ほか担当）	議席番号16番土居です。1番について説明します。5月26日午前9時頃から室津推進員と現地を確認して、譲受人より聞き取りを行いました。申請地は畑でクリが植えてあります。譲受人は現在、所有している農地はありませんが、人から借りている農地で水稻を無農薬で20アール程、耕作しているとのことです。今回取得しようとする農地は以前から譲受人が耕作しており、親しい知り合いということで、無償で譲り受けるとのことです。今後もクリを耕作していくということで周辺の農地に影響はありません。また、農作業にも常時従事するものと認められます。以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	室津推進委員から、意見などはございませんか？
◇室津委員 （西土佐中半地区ほか担当）	6区担当室津です。5月26日9時頃から譲受人夫婦と土居委員と4人で現地を確認しております。農地は畑ということですが、10年以上クリが栽培をされていて、下草も十分きれいに管理をされている所でした。今後もクリを作り、水田も夫婦でやっているということで熱心に取り組んでいるような感じでした。特にこの3条の申請については問題と考えております。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山本美加委員」2番と3番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （東中筋・中筋地区担当）	議席番号3番山本美加です。2番について説明します。5月27日申請者立会いのもと、推進委員の岡本さんと申請地の状況確認及び譲受人への聞き取りを行いました。申請地の現況は田となっております。譲渡人は譲受人の実の兄弟になります。譲受人は主に無農薬で水稻を耕作しており、今回取得しようとする農地についても無農薬で水稻を耕作していくとのことです。権利取得しようとする田は以前から耕作されている農地であり、これをそのまま引き継ぐため、周辺の耕作者、農地に支障を与えることはありません。また、譲受人が現在所有している農地についても効

	率的に耕作しており、農作業に常時従事すると認められます。以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えます。 続きまして3番についてご説明いたします。 同じく5月27日申請者立会いのもと、推進委員の岡本さんと申請地の状況確認及び譲受人への聞き取りを行いました。申請地の現況は田となっております。譲渡人と譲受人は、先程の2番と同じように兄弟です。譲受人が現在所有している農地についても、効率的に耕作しております。また、譲受人は無農薬にこだわり、除草剤を使わずに田に生えた草も手で引いているそうです。周辺の農地に影響はありません。江ノ村には多面的機能支払制度、中山間の適応を受けた江ノ村農地会、江ノ村集落協会という共同活動組織があるのですが、そのリーダー的な存在であり、この組織などを全面的に支え、大切な農地を守り、農業農地の維持発展のために協力支援をしていきたいと考えているそうです。以上のことから、農地法第3条については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして「徳留委員」4番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	番号4についてですが、5月26日申請地の状況確認を行いました。申請地の現況は畑となっています。申請地にはカキ、ビワ、柑橘類が10数本植えられていて、きれいに管理されていました。この畑の西側には倉庫がありました。その後、譲受人の代理人へ聞き取り調査を行いました。譲渡人は親族であり、遠方で生活をしているため、譲受人が長年この土地の管理を行っていたそうです。現在、植えられている果樹も譲受人が植えたものがほとんどとのことでした。土地の取得後は別の果樹も植え、引き続き農薬を散布しない方法で栽培を行うとのことでした。周辺の農地に影響はありません。また、譲受人は農作業に常時従事すると認められます。以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	5月30日に現地確認しました。徳留委員も言われたとおり、特に問題はないと思います。よって第3条の許可について問題はないと思います。以上です。

議長（清水会長）	続きまして、井上委員は本日欠席ですが、5番について適当である旨の連絡をいただいております。 宮崎推進委員も本日欠席ですが適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「土居委員」6番についてお願いします。
●16番 土居委員 （西土佐玖木地区ほか担当）	議席番号16番土居です。6番について説明します。5月26日午前10時頃から室津推進委員と現地確認をして、譲受人より聞き取りを行いました。申請地は田んぼと畑です。田んぼの505番3と4にはレモン、ユズ、カラタチの苗が植えてあります。505番2、507番1と2については水を張り、田植の準備がされていました。畑にはクリが植わっております。譲受人は現在所有している農地はありません。今回取得しようとする農地には田んぼの方にはユズ、レモン、カラタチの苗を育てながら栽培もしていくということでした。また、一部分には家庭用の野菜なども作付けしたいということです。畑にはクリの苗が古くなっていて、大きいので新しい苗を植え付けながら耕作していくと話していました。周辺の農地に影響はありません。また、農作業にも従事すると認められます。以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	室津推進委員から、意見などはございませんか？
◇室津委員 （西土佐玖木地区ほか担当）	6区担当の室津です。5月26日譲受人と3人で現地を確認しております。アイターンでこの玖木地区に来ておる方で、私も毎日そこを通りますので、クリが大きいな、切っているという管理は見ております。また、今はユズをやるということで、カラタチ台木を栽培していました。更にユズの接ぎ木をするということで今管理が始まっておる状況でした。草刈りも十分されて、熱心に取り組んで、将来的にはユズとレモンを栽培して行こうかという取り組みを本人が言っておりますので、周りに特に問題もありません。この3条許可申請については妥当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
●3番 山本美加委員 （東中筋・中筋地区担当）	議席番号3番山本美加です。番号4と5についてですが、畑の方には現在果樹を植えられているということです。

	けれども、具体的に何をどんな果樹がわかれば教えてください。
●8番 徳留委員 (具同地区担当)	先程も申しましたが、カキ、ビワ、柑橘類、みかんの木が5、6本です。カキも2、3本、ビワの木も2、3本、実がなっていないので、柑橘類は何のみかんかはわかりませんでした。綺麗に植えられていました。
事務局	事務局からです。4番の果樹につきましてはカキとみかんと聞いております。5番の果樹についてはカキと聞いております。
議長(清水会長)	他にありませんか？
各委員	異議なし。
議長(清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長(清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長(清水会長)	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。 番号1 土地の表示は、渡川一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。5月27日、地区担当の徳留委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、宅地造成をするものです。場所については、具同小学校より東約130メートルに位置する農地で、南側および東側は道路、西側は宅地、北側は宅地および農地となっております。排水計画について、雨水は自然浸透となります。申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。 続きまして番号2 土地の表示は、中村東町二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。5月27日、地区担当の岡崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきまして

	は、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、中村中学校より東約 190 メートルに位置する農地で、北側は市道、東側、南側および西側は宅地となっております。排水計画について、雨水は自然浸透と北側の既設側溝に排水します。生活排水については、浄化槽を設置し北側の既設側溝に排水します。申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種住居地域内の農地であるため、第 3 種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「徳留委員」1 番についてお願いします。
● 8 番 徳留委員 （具同地区担当）	番号 1 についてですが、5 月 27 日会長、事務局と申請代理人立会いのもと、申請地の状況確認を行いました。先程、事務局からの説明がありましたが、申請地の現況は 3 筆共、畑となっています。まだ作物を植えている部分もありました。周辺は具同小学校のすぐ近くで、多くは宅地になっている地域です。申請地の西側は宅地、東側、南側も道路を挟んで宅地、北側の半分は宅地と半分は農地というふうになっていました。進入計画、排水計画、造成計画等も適切に計画されています。今回は宅地造成のための申請であるため、北側の農地については、現時点では農地への日照等の影響はないと判断していますが、住宅建築の際は、改めて同意書等の手続きを行うとのことでした。以上のことから、転用については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇ 宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	5 月 30 日に現地を確認しました。今言われたように第 5 条の申請については特に問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「岡崎委員」2 番についてお願いします。
● 18 番 岡崎委員 （中村地区担当）	議席番号 18 番中村地区担当岡崎です。畑から宅地への申請です。5 月 27 日 11 時頃から会長、事務局、申請代理人と現地確認しました。事務局の説明の通りですが、現地両隣には家屋が建っており、向かい側にも家が建っております。家と家の間に挟まれた現地で、過去に家庭菜園をしていたようで、ブロックで仕切られていました。このブロックで仕切った場所に家を建てると言っていました。現在は草が生えている程度で樹木等はありません。整地後、住

	宅を建てるということです。以上のことから転用は適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	5月30日に現地を確認しました。第5条の申請許可については特に問題はないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	続きまして番号1。土地の表示は上ノ土居字ヒサゴ舟戸、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。5月27日に地区担当の山本委員、岡本推進委員のもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は立木で覆われており、農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に立木で覆われており、農地ではない状態となっております。課税状況については、田の課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 続きまして番号2。土地の表示は久保川字ヲカシ谷、他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。5月27日に地区担当の植委員、武井推進委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山林となっております農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認

	したところ、平成 22 年時点の航空写真でも既に山林になっており、農地ではない状態となっております。課税状況については、原野及び山林の課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領の非農地証明基準を満たしており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本美加委員」1 番についてお願いします。
●3 番 山本美加委員 （東中筋・中筋地区担当）	議席番号 3 番山本美加です。番号 1 について説明します。5 月 27 日申請者の申請者立会いのもと、推進委員の岡本さんと清水会長と事務局と一緒に申請地の状況確認及び聞き取りを行いました。当該地は約 60 年前この議案書にも書かれていますけれども、昭和 51 年より休耕状態となり、同年に申請者のお父様がお亡くなりになられたそうです。それから休耕状態となり、そのうち、耕作不能となり放置され、農地への復元が不能になったそうです。現在はヒサギ舟戸 10、11、16 共に、雑木が生い茂っている状態であり、ヒサギ舟戸 16 に関しては、竹も生えているような状態であります。農地の復旧は困難と判断しました。以上のことから非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員は、本日欠席ですが適当である旨の意見をいただいております。 続きまして「植委員」2 番についてお願いします。
●19 番 植委員 （大川筋地区担当）	議席番号 19 番、植です。大川筋担当です。久保川地区の非農地申請について説明をします。合計 13 筆であります。5 月 27 日現地にて事務局、会長、代申請代理人、武井さん、私で立会いしました。写真に写っているように、50 年以上たったような木がたっており山林になっております。よって非農地申請については適当であると思います。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井健治委員 （大川筋・後川地区担当）	2 区の武井でございます。植委員から詳しく説明がありましたが、現場は当時築かれた石垣が現在も残った状態の 13 か所に分散した、田畑が山林化しているというようなことでございます。そういったことで多くは目視で確認となったというのが結果状況です。植林後 50 年も経過して

	おりまして田畑は当然、山林となっております。非農地の申請は妥当と判断いたしました。以上でございます。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第4号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積等促進計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は7ページ、農用地利用集積等促進計画書(案) 8ページになります。 番号1になります。借受人は、楠島地区で水稻を栽培をしている方です。貸付人は1名で、申請地については、議案書記載のとおりです。申請地の詳細につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権で、貸借期間は公示日より5年間となっています。 続きまして番号2になります。借受人は、楠島地区で水稻の栽培をしている方です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。申請地の詳細につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権で、貸借期間は5年間となっています。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。
議長（清水会長）	続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本美加委員」1番と2番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （東中筋・中筋地区担当）	議席番号3番山本美加です。番号1についてご説明いたします。5月22日10時頃に農地利用集積等促進計画の申請があった現地調査を清水会長と推進員岡本さんで行いました。また、電話にて申請者の借受人から現地の状況につ

	いて話しを伺いました。借受人は農業に真面目に取り組んでいる方で、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められます。以上のことから、農地利用集積計画案については適当であると考えます。以上です。 続きまして2番についてご説明いたします。同じく5月22日、申請者の状況確認、そして22日と24日の2回借受人への聞き取りを行いました。借受人は認定農業者ではありませんが、地域計画に位置づけられた担い手として、主に主食米と飼料米を耕作しているとのこと。今回の申請地にもうすでに主食米と飼料米が植えられておりました。周辺の農地に影響はありません。借受人は耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められます。以上のことから、農地利用集積等促進計画案については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積等促進計画案について、一括採決いたします。 原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積等促進計画案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の市状況の公表、別紙様式5を作成いたしましたのでご覧ください。内容につきましては要点のみのご説明とさせていただきます。昨年度に設定いたしました目標に対する結果を記載したものになります。農業委員会の状況につきましては、現在の委員数や耕地面積等の記載

	しております。こちらは各自、ご確認お願いいたします。続いて裏面をご覧ください。農地の集積状況についてですが、管内の農地面積は 2058 ヘクタールで、これまでの集積面積は 258.7 ヘクタールとなっております。令和 7 年度の新規集積面積の目標は 15 ヘクタールとしておりましたが、実績値といたしましては 3.1 ヘクタールの集積面積となっております。続きまして、2 ページをご覧ください。下段にあります新規参入の促進についてですが、新規就農者に関する内容を記載しております。実績の方につきましては、2 ページに記載しており、新規参入経営体は 2 経営体となっております。それ以降につきましては、毎年提携的に作成しております内容であることから議案関係の件数や面積等を記載したものになっておりますので、説明の方は省略させていただきます。 本活動の点検評価につきましては、法令で定められております 6 月 30 日までにホームページで公表する予定となっております。簡単ではございますが以上となります。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。
議長（清水会長）	最後に、委員の皆様から何かございませんか。 無いようですので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 6 月 5 日

議長 清水 優志

署名委員 谷崎 容子

署名委員 遠地 美千代